建築ＣＰＤ情報提供制度の認定プログラム（予定）

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会（全構造編）（木造編）

主催：（一社）京都府建築士事務所協会、（一社）日本建築士事務所協会連合会
共催：（一財）日本建築防災協会

地震発生後の被災建築物については、被災各県において応急危険度判定活動が実施され、その後、被災建築物の所有者からの依頼により、被災建築物の再使用の可能性や、復旧するための被災度区分判定及び復旧業務の迅速な実施が重要となります。

被災度区分判定は、地震により被災した建築物を対象に、建築構造技術者が当該建築物の沈下、傾斜および構造躯体の損傷状況から被災建築物の耐震性能を推定し、継続使用のための復旧の要否とその程度を建築士事務所の業務として判定するものです。本講習会は、震災建築物の被災度区分判定および復旧に伴う設計・工事監理を行うことのできる建築士事務所を育成することを目的としています。

令和4年度に新たに編集した別冊資料をテキストに加え、最近の研究動向、近年の被災事例調査報告及び適用例等、最新の知見や判定方法の考え方などを含めた講義となり、この被災度区分判定基準・復旧技術指針は、令和6年能登半島地震を始め、過去の地震においても活用されています。

なお、受講修了者のうち希望する建築士には(一財)日本建築防災協会より技術者証(有料・ｶｰﾄﾞ式)が発行され、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」に掲載され、地震被災後に被災度区分判定や建築相談などに活用されています。

また、その建築士を有する建築士事務所で、希望する建築士事務所を対象に（一財）日本建築防災協会のホームページに掲載し、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の建築士事務所（建築士）の検索、協力要請等の資料として活用されます。

※今回の講習では、″令和6年能登半島地震の被害を踏まえた「木造建築物の被災度区分判定及び復旧における留意事項」講習会″（令和7年1月開催。主催：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付）の講義の一部を特別講義としてご受講いただけます。

令和元年度に本講習を受講し、技術者証を申請した方は令和７年３月末に有効期間満了となっております。技術者証及び技術者名簿の更新をご希望の場合は、本講習会を受講のうえ申請が必要となります。

記

主催：(一社) 京都府建築士事務所協会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会
共催：(一財) 日本建築防災協会
後援（予定）:(公社) 日本建築士会連合会、(公社) 日本建築家協会

1)受講対象

新規の受講者（建築士、被災建築物応急危険度判定士、建築・住宅行政担当者など）又は受講済みの方で技術者証の更新が必要な方。（技術者証の有効期限は5年間のため、令和元年度以前の受講者の方が該当）

なお、技術者証の発行並びに名簿への掲載対象者は建築士（木造建築士の対象構造は木造建築物のみ）の資格を有する者とします。

2)講習日･定員･会場

講習日時	会場	定員
令和７年４月２４日（木） ＜木造＞　９：３０～１２：３０ （特別講義を希望されない方は１０：３０～） ＜全構造＞９：３０～１６：４０ （特別講義を希望されない方は１０：３０～）	紫明会館３階講堂 （京都市北区 小山南大野町１番地）	３０名

3)受講料について　※技術者証発行手数料は含みません
＜全構造＞　8,000 円（税込）
＜木造＞　　4,000 円（税込）

4)使用するテキストについて
＜全構造＞
① **必須**　別冊資料　4,000 円(税込)
② **任意**　2015 年改訂版震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針　7,920 円(税込)
※すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にお持ちください
＜木造＞
① **必須**　別冊資料　1,750 円(税込)
② **任意**　2015 年改訂版震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針　3,055 円(税込)
※すでにお持ちの方は購入の必要はありませんが、講習では内容に触れますので講習時にお持ちください
＜特別講義＞
震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(木造建築物)令和6年能登半島地震の被害を踏まえた留意事項　＜無料＞

5)技術者名簿掲載及び技術者証の発行について
技術者証発行手数料　1,100円（希望者のみ、送料・消費税込）
＊技術者証の発行は、建築士資格を有する者に限ります。
＊技術者証の発行は、特別講義を受けない方も対象となります。

受講修了された建築士で希望者には、技術者証（有効期間5年・令和12年3月31日まで）を有料で発行し「技術者名簿」に掲載します。なお、技術者証は（一財）日本建築防災協会から発送されます。
発行希望の場合は、発行手数料を受講料等と合わせてお支払いいただき、「技術者証発行申込書（別紙1）」および写真１枚をご提出ください。
※写真は、jpeg形式のデータでファイル名に氏名を入力の上、お送りください。

6)建築士事務所名簿への掲載
技術者証発行希望者を有する建築士事務所のうち掲載希望の建築士事務所を対象に「技術事務所名簿」を作成し、(一財）日本建築防災協会ホームページに掲載、震災後対策として住宅相談や被災度区分判定等の活動が必要となった際の協力要請等の資料として活用します。
掲載希望の場合は「事務所名簿掲載申込書（別紙２）」をご記入の上、ご提出ください。

7)講習内容(動画講習)

受付９：20～　※特別講義を受講されない方は、10：20～の受付となります。

区分	時間割	講習内容
特別講義	９：30～10：20	令和６年能登半島地震における建築物被害の解説および被害に即した被災度区分判定（木造）の留意事項の解説（約 50 分） ※ＣＰＤ対象外
	10：20～10：30	（休　憩）
①	10：30～10：50	被災度区分判定の考え方 （約 20 分）
	10：50～11：00	（休　憩）
②	11：00～12：30	木造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説 （約 90 分）
	12：30～13：30	（昼休憩）
③	13：30～15：00	鉄筋および鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説（約 90 分）
	15：00～15：10	（休　憩）
④	15：10～16：40	鉄骨造建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針の解説（約 90 分）

＜木造＞の方は①～②をご受講ください。　※特別講習は任意です。
＜全構造＞の方は①～④をご受講ください。　※特別講習は任意です。

※特別講義は"令和６年能登半島地震の被害を踏まえた「木造建築物の被災度区分判定及び復旧における留意事項」講習会"（令和７年１月開催。主催：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付）の講義の一部を編集したものです。

8)申し込み方法

下記書類を**メール**にてお送りください。

① 受講申込書
② 技術者証発行申込書（別紙１）※希望者のみ
③ 顔写真データ（jpeg 形式）※希望者のみ
④ 事務所名簿掲載申込書（別紙２）※希望者のみ
⑤ 振込証明
　※受講料、テキスト代、技術者証発行手数料（※希望者のみ）を下記口座にお振り込みいただいた証明。
　なお、振込手数料は各自ご負担願います。欠席の場合でも返金は致しません。

【振込先】振込口座：ゆうちょ銀行　００９００−４−２５４１２３
口座名義：(一社）京都府建築士事務所協会　ｼﾔ）ｷｮｳﾄﾌｹﾝﾁｸｼｼﾞﾑｼｮｷｮｳｶｲ
※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込用口座番号
〇九九（ｾﾞﾛｷｭｳｷｭｳ）店（０９９）　当座　０２５４１２３

9)締め切り日　令和７年４月１５日　※定員になり次第締め切ります

お問い合わせ(申込先)

一般社団法人 京都府建築士事務所協会
TEL 075-334-5277
Mail kyotokai@kyoto-kenchiku.com
URL http://www.kyoto-kenchiku.com